

令和 2 年

第 2 回臨時輪之内町議会会議録

令和 2 年 11 月 30 日 開会
令和 2 年 11 月 30 日 閉会

輪之内町議会

第2回臨時輪之内町議会会議録目次

11月30日

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
議案上程	3
町長提案説明	4
議第55号から議第57号まで（提案説明・質疑・討論・採決）	5
閉会	9
会議録署名議員	10

令和 2 年11月30日開会 第 2 回臨時輪之内町議会

第 1 号会議録 第 1 日目

令和 2 年11月30日

○議事日程（第1号）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 諸般の報告
日程第4 議案上程
日程第5 町長提案説明
日程第6 議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について
日程第7 議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
日程第8 議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

○本日の会議に付した事件

- 日程第1 から日程第8 までの各事件

○出席議員（9名）

1番	大橋慶裕	2番	林日出雄
3番	土井田崇夫	4番	浅野重行
5番	浅野進	6番	上野賢二
7番	高橋愛子	8番	小寺強
9番	田中政治		

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	木野隆之	教育長	箕浦靖男
参事兼 総務課長兼 危機管理課長	荒川浩	会計管理者兼 税務課長兼 会計室長	田中久晴
調整監 (住民・福祉)兼 住民課長	中島良重	教育課長	野村みどり
福祉課長	伊藤早苗	土地改良課長	田内満昭
経営戦略課長	菱田靖雄	建設課長	大橋勝弘

産業課長 松井和明

○本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 中島広美

議会事務局 西脇愛美

(午前9時31分 開会)

○議長（小寺 強君）

おはようございます。

ただいまから令和2年第2回臨時輪之内町議会を開会いたします。

ただいまの出席議員数は9名です。

全員出席でありますので、令和2年第2回臨時輪之内町議会は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、輪之内町議会会議規則第125条の規定により、議長において、1番 大橋慶裕君、5番 浅野進君を指名いたします。

○議長（小寺 強君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

この臨時会の会期は、本日1日限りとしたいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りとすることに決定しました。

○議長（小寺 強君）

日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第235条の2の規定により、監査委員から令和2年度8月分、9月分に関する出納検査結果報告並びに第199条第9項の規定により、令和2年度定期監査報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

○議長（小寺 強君）

日程第4、議案上程。

議案は、お手元に配付のとおりです。

○議長（小寺 強君）

日程第5、町長提案説明。

本日の上程議案について、町長から説明を求めます。

町長 木野隆之君。

○町長（木野隆之君）

改めまして、おはようございます。

本日、ここに令和2年第2回輪之内町議会臨時会を招集いたしましたところ、議員各位には御多用の中、御出席を賜り、誠に御苦労さまでございます。

早いもので令和2年も残すところ1か月となりました。日頃に寒さも厳しくなってきましたので、どうか議員の皆様も時節柄、御自愛をいただきますようお願いをいたします。

さて、現在国内では、新型コロナウイルス感染症の第3波が猛威を振るっていることは御承知のとおりです。厚生労働省のデータでは、全国規模で延べ感染者数は13万人を超え、死者数は11月23日現在では1,988人と多数に上っております。

岐阜県でも11月に入ってから急増し、11月24日現在では延べ939人という感染者の数を数えております。

新規感染者数の5つの基準指標というのがございますけれども、1つは新規感染者数が7人以上、2つ目がPCR検査の陽性率が7%以上、3番目には感染経路の不明者数が5人以上、4つ目が入院患者数が60人以上、5番目が重篤者数3人以上という基準指標がございますが、現在では5の重篤者数を除く4つの基準指標を上回るという感染拡大の傾向が見てとれる状況になっております。

当町では幸いなことに、去る7月30日に1名の感染者が確認されて以降、感染者は出ておりません。しかしながら、この第3波は対岸の火事ではなく、まさしくその波は身近に迫っているものと認識せざるを得ません。

政府のコロナ分科会は、11月25日に地域の感染状況がステージ3、これはいわゆる感染急増期になりますけれども、それに相当する対策が必要な地域への往来をおおむね3週間、なるべく控えるように求める提言をまとめたところでありますが、同時に皆さん御承知のとおりですけれども、同時に経済も回さなければならないというこんな現況を鑑みれば、大変政策的には厳しいかじ取りを迫られることになると思われま

す。ここへ来て菅内閣肝煎りのG o T oキャンペーンにも暗雲が立ち込めており、見直しを余儀なくされる状況にあることは御承知のとおりです。

今後は、先ほど申し上げた経済を回すことのほか、治療薬やワクチンの開発・供与は時間との戦いでもあります。あわせて、季節性インフルエンザへの対応も同時に進めなければならない状況というものは、決して予断を許すことはできないものであります。

我々の身近な生活で言えば、年末年始にかけて、帰省、忘年会、初詣、新年会、親戚同士の飲食等々様々な感染リスクが潜んでおるものと思われま

いておるところであります。

また、同じく11月25日には、岐阜県知事から第3波の阻止に向けてオール岐阜で一体となった取組を推進するというメッセージが発せられたところでもあります。私たちも、それに対応して適時的確な対策には万全を期してまいりたいと考えております。

いずれにしましても、今後の動向、潮流を注視しつつ、自分たちの足元を確認しながら事務事業を着実に進め、町民の皆さんの負託に応えていく覚悟でありますので、引き続き御理解と御協力をお願いいたしたいと思っております。

それでは、本日提出させていただきます議案について、御説明をいたします。

提出議案の内訳は、条例関係3件でございます。

その概要を順次御説明申し上げます。

まず、議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について。

議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、それぞれ人事院勧告による職員の給与改定に合わせて期末手当の支給割合を改正することとし、期末手当を0.05か月分減額することとし、併せて附則で令和3年4月1日以降の支給割合を改正しようとするものであります。

議案の説明につきましては、以上でございます。

御審議の上、適切なる御議決を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（小寺 強君）

日程第6、議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について、日程第7、議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について及び日程第8、議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題とします。

総務課長から、議案説明を求めます。

荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

それでは、お手元の議案書1ページを御覧ください。

一括議題ということでもありますので、上程させていただきました3議案について順次説明させていただきます。

今回の条例改正は、人事院勧告による職員の給与改定に合わせて期末手当の支給割合を改正するもので、期末手当を0.05か月分減額するもの、併せて附則にありますように、2条立てで令和3年4月1日以降の支給割合も改正しようとするものでございます。

それでは、議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する

条例の一部を改正する条例について。輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年11月30日提出、輪之内町長でございます。

2ページを御覧ください。

今回の一部改正は、第1条では、今期の期末手当において、この後出てまいります、輪之内町職員の給与に関する条例の例により、「100分の225.0」を「100分の220.0」に0.05減とする改正でございます。

第2条では、附則にもありますように、令和3年4月以降の割合を第1条から元に戻すべく「100分の222.0」を「100分の222.5」に改めるものでございます。

新旧対照表では、この内容が1ページ、2ページに示しております。

続いて、議案3ページをお願いいたします。

議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年11月30日提出、輪之内町長でございます。

4ページを御覧ください。

内容については、先ほどの議第55号と同様の内容でございます。新旧対照表ではこの内容が3ページ、4ページにて示しております。

最後に、議案書5ページをお願いいたします。

議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について。輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。令和2年11月30日提出、輪之内町長でございます。

内容については、新旧対照表の5ページ、6ページを御覧ください。

23条の4第2項では、同様に期末手当において、一般の職員は「100分の130」を「100分の125」に、それ以外の特定管理職員、課長級職員でございますが、「100分の110」を「100分の105」にそれぞれ改正しようとするものでございます。

また、再任用職員については読み替え規定がありますので、同様に改正するものでございます。

議案書6ページをお願いいたします。

なお、附則では、第1条の改正の施行は公布の日から、第2条の改正については令和3年4月1日から施行する旨を定めております。

以上で説明を終わらせていただきます。御審議賜りますようお願いいたします。

○議長（小寺 強君）

これから一括質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「議長」の声あり）

○議長（小寺 強君）

5番 浅野進君。

○5番（浅野 進君）

1点だけ教えていただきたいことがあるんですけども、再任用職員についての規定はこの条文にあります。会計年度の任用職員についてはどんなふうになるのでしょうか。会計年度の任用職員は。

○議長（小寺 強君）

総務課長 荒川浩君。

○参事兼総務課長兼危機管理課長（荒川 浩君）

今回の人事院の勧告については、職員があれでございますので、会計年度任用職員のそういったことについては言及されておりませんので、改正はないというふうに考えております。そういうふうに聞き及んでおります。

以上です。

○議長（小寺 強君）

ほかに質疑はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

これで質疑を終わります。

これから議第55号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（「ありません」の声あり）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第55号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第55号 輪之内町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第56号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第56号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第56号 輪之内町常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

これから議第57号についての討論を行います。

討論はありませんか。

（挙手する者なし）

○議長（小寺 強君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議第57号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、議第57号 輪之内町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

お諮りします。

次期議会（定例会までの間に開かれる臨時会を含む）の会期日程等の議会運営に関する事項及び議長の諮問に関する事項については、議会運営委員会に付託し、閉会中の継続調査にしたいと思えます。御異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（小寺 強君）

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

お諮りします。

総務産業建設、文教厚生各常任委員会所管事務の調査について、閉会中も継続調

査・研究することにしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(小寺 強君)

異議なしと認めます。

したがって、そのように決定しました。

○議長(小寺 強君)

これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

令和2年度第2回臨時輪之内町議会を閉会します。

本日は大変御苦労さまでした。

(午前9時47分 閉会)

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年11月30日

輪之内町議会 議長 小寺 強

署名議員 大橋 慶裕

署名議員 浅野 進